

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（簡易標識灯）
発生日時	平成28年1月16日 07時00分ごろ
発生場所	三池港内港航路 三池港北防砂堤灯台から真方位068° 1, 220m付近 （概位 北緯33° 00.5′ 東経130° 24.3′）
事故の概要	プレジャーボート新弘丸は、南西進中、簡易標識灯に衝突した。 新弘丸は、推進器翼に曲損等を生じ、簡易標識灯は、支柱の折損等が生じた。
事故調査の経過	平成28年1月16日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 新弘丸、4.2トン 290-39301福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 推進器翼に曲損及び欠損 簡易標識灯 支柱に折損、土台に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：07時21分ごろ
事故の経過	本船は、約9ノットの対地速力で南西進中、船長が三池港北防砂堤灯台（灯質：単閃緑光 毎3秒に1閃光、以下「防砂堤灯台」という。）の灯光を船首目標にして航行していたところ、‘航路右端に設置された簡易標識灯’（灯質：単閃黄光 毎4秒に1閃光、以下「本件標識灯」という。）に衝突した。 船長は、防砂堤灯台の灯光と本件標識灯の灯光が重なったので、本件標識灯を見落としたものと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、防砂堤灯台の灯光を船首目標にして航行し、見張りを適切に行っていなかったことから、本件標識灯に気付かずに航行し、本件標識灯に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、船長が、防砂堤灯台の灯光を船首目標にして航行し、見張りを適切に行っていなかったため、本件標識灯に気付かずに航行し、本船が本件標識灯に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 常時適切な見張りを行うこと。
--	------------------